

下水道事業業務状況説明書

〔 令和 5 年度 〕
〔 下 半 期 〕

嬉 野 市

1 事業の概要

(1) 総括事項

本市の下水道事業は、汚水処理による公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図ることを目的として、効率的で計画的な事業運営を進め安定的な経営に努めています。本年度の事業につきまして、公共下水道事業では汚水管布設工事に伴う舗装復旧工事を行い、また令和7年度から実施する嬉野浄化センターの機器更新にかかる再構築基本設計(ストックマネジメント計画)を策定しました。また、農業集落排水事業では施設の老朽化に伴う機器の更新を行いました。市営浄化槽事業では、59基の浄化槽を整備し、水洗化率の向上に向けた取り組みを行いました。

業務量は、汚水処理水量が1,280,024m³で前年度に比べ61,265m³の増加、有収水量は1,195,264m³で前年度に比べ35,156m³の増となりました。

(2) 業務量

	当期末	前期末	増 減
汚水処理水量	1,280,024m ³	1,218,759m ³	61,265m ³
一日平均処理量	3,507m ³	3,339m ³	168m ³
有収水量	1,195,264m ³	1,160,108m ³	35,156m ³

2 経理の状況

ア 収益的収入及び支出

(千円:税込)

科目	予算額	執行額			執行率	
		上半期	下半期	計		
収入	事業収益	856,383	503,829	343,980	847,809	99.0%
	営業収益	211,860	95,040	115,238	210,278	99.3%
	内、下水道使用料	192,646	94,436	99,027	193,463	100.4%
	営業外収益	644,523	408,658	228,742	637,400	98.9%
	特別利益	0	131	0	131	-
支出	事業費用	833,886	147,404	629,564	776,968	93.2%
	営業費用	737,926	105,824	581,157	686,981	93.1%
	営業外費用	92,885	41,580	48,332	89,912	96.8%
	特別損失	75	0	75	75	100.0%
	予備費	3,000	0	0	0	0.0%

イ 資本的収入及び支出

(千円:税込)

科目	予算額	執行額			執行率	
		上半期	下半期	計		
収入	資本的収入	582,420	53,345	418,449	471,794	81.0%
	企業債	448,700	16,500	373,400	389,900	86.9%
	他会計補助金	38,453	0	38,453	38,453	100.0%
	国庫補助金	77,127	28,035	0	28,035	36.3%
	負担金等	18,140	8,810	6,596	15,406	84.9%
支出	資本的支出	747,999	324,171	392,486	636,363	85.1%
	建設改良費	357,322	129,741	196,243	245,690	68.8%
	企業債償還金	390,677	194,430	196,243	390,673	100.0%

3 予算の概要及び事業の経営方針

令和6年度 嬉野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度嬉野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	4,107 戸
(2) 年間総処理水量	1,244 千m ³
(3) 一日平均処理水量	3,407 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 農業集落排水機器更新設計及び工事	62,209 千円
(ロ) 公共下水道管路・機器更新設計及び工事	54,714 千円
(ハ) 市営浄化槽設置工事	79,843 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	下 水 道 事 業 収 益		821,908 千円
第1項	営 業 収 益		199,573 千円
第2項	営 業 外 収 益		622,335 千円
		支 出	
第1款	下 水 道 事 業 費 用		814,294 千円
第1項	営 業 費 用		726,064 千円
第2項	営 業 外 費 用		85,230 千円
第3項	予 備 費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額147,865千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,202千円、過年度分損益勘定留保資金75,532千円、当年度分損益勘定留保資金65,131千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		479,707 千円
第1項	企 業 債		347,900 千円
第2項	他 会 計 補 助 金		39,216 千円
第3項	国 庫 補 助 金		77,661 千円
第4項	負 担 金 等		14,930 千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		627,572 千円
第1項	建 設 改 良 費		230,623 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		396,949 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
脱水汚泥・し渣（収集・運搬・処分）に係る委託料	令和7年度	予算で定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	127,800千円	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公営企業会計適用事業	3,300千円	〃	〃	〃
資本費平準化債	216,800千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- ・消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- ・職員給与費 52,341千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、431,042千円である。